

高知県教育委員会 会議録

平成28年3月臨時委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成28年3月31日(木) 13:30

閉会 平成28年3月31日(木) 14:37

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員	中橋 紅美
	委員(教育長)	田村 壮児

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条、第10条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	中山 雅需
〃	教育次長	永野 隆史
〃	教育政策課長	有澤 功
〃	教職員・福利課長	笹岡 浩
〃	幼保支援課長	溝渕智栄子
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	生涯学習課長	渡邊 浩人
〃	教育政策課課長補佐	橋本 卓夫
〃	小中学校課課長補佐	武田 浩志
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	津野 哲生(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	葛原 彩子(会議録作成)

(4) 議事の大要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 3月臨時委員会を開催する。

教育長 (提案説明)

【付議第1号 公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する規則議案（小中学校課）】

【付議第2号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則議案（小中学校課）】

【付議第3号 指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則議案（教育政策課）】

【付議第4号 公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則議案（教職員・福利課）】

【付議第5号 高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則議案（教職員・福利課）】

【付議第6号 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案（高等学校課）】

○小中学校課課長補佐、教育政策課長、教職員・福利課長、高等学校課長 説明

○質疑

委員	義務教育学校は、従来の小中併設の学校と運用上どう変わるのか。
事務局	小中一貫校と大きく変わるところは、9年生までできるところである。
委員	9年生までできるというのは、学年の呼び方を9年生までにできるということか。
事務局	学級編制基準の中で9年生とすることも可能ということである。
委員	9年生までとしなくてもいいということか。
事務局	前期課程、後期課程とすることも可能である。小学校6年、中学校3年の学年の区切りを4年、3年、2年などにすることも可能である。
教育長	教育内容については、義務教育学校の教員は小学校と中学校の両方の教員免許が必要だが、当分の間はどちらか一方でもよいことになっており、中学校の英語の教員が、小学校の英語を指導することも可能である。
委員	カリキュラム編成が9年間の中で柔軟にできるようになる。
委員	小学校5年で学習すること、小学校6年生で学習することが決まっているが、義務教育学校はそれも自由になるのか。
教育長	9年間で学習することは決まっているが、前倒しで学習することが可能になるなど柔軟に対応することができる。
委員	義務教育学校を設置する側のメリットは何か。
委員長	9年間の長期的な教育計画を立てることができるということがある。
教育長	教員配置においてメリットはあるのか。
事務局	教員配置については変わらない。教員は小学校と中学校の両方の教員免許が必要だが、当分の間はどちらか一方でもよいことになっている。
委員	将来的には小学校と中学校の両方の免許を持っていないと義務教育学校では勤務できないということか。
事務局	そのとおりである。
委員	学校の名前はどのようになるのか。
事務局	高知市に2校の義務教育学校ができるが、土佐山小・中学校が義務教育学校土佐山学舎に、行川小・中学校が義務教育学校行川学園になる。
委員長	梶原小・中学校は義務教育学校にはなっていないか。

事務局	なっていない。栲原小・中学校は義務教育学校ではなく、小中一貫校であるが、「栲原学園」という総称で呼ばれている。
委員長 事務局	学校教育法での記載順はどうなるのか。 小学校、中学校、義務教育学校の順である。
委員長	付議第1号から第6号まで一括して議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	付議第1号から第6号を原案のとおり議決する。

【付議第7号 教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【第8号 高知県教育委員会会議規則の一部を改正する規則議案（教育政策課）】

【第9号 高知県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則議案（教育政策課）】

【第10号 高知県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則議案（教育政策課）】

【第11号 高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則議案（教育政策課）】

【第12号 高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令議案（教育政策課）】

【第13号 高知県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令議案（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
委員長	付議第8号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	付議第8号を原案のとおり議決する。
	【質疑等なし】
委員長	付議第9号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。

各委員 委員長	全員挙手 付議第9号を原案のとおり議決する。 【質疑等なし】
委員長 各委員 委員長	付議第10号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第10号を原案のとおり議決する。 【質疑等なし】
委員長 各委員 委員長	付議第11号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第11号を原案のとおり議決する。 【質疑等なし】
委員長 各委員 委員長	付議第12号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第12号を原案のとおり議決する。 【質疑等なし】
委員長 各委員 委員長	付議第13号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第13号を原案のとおり議決する。

【付議第14号 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案（教育政策課）】

○教育政策課課長 説明

○質疑

委員長 事務局	全国高等学校総合文化祭の事務局をなぜ高知丸の内高校に置くのか。 全国高等学校総合文化祭を平成32年に高知県で開催するにあたり、高知県の高等学校文化連盟と連携をとらなければいけないが、その事務局が高知丸の内高校にあるので、その一室で準備をしていくということである。今後、知事部局と一緒に実行委員会をつくることになるが、4年前であるので、まず準備室を高知丸の内高校に置き、そこで実務を行うことが効果的だと考えている。
委員長	高知県高等学校体育連盟の事務局も高知丸の内高校にある。高文連の会長は高知丸の内高校の校長ではないのか。
事務局	高知西高校の校長である。高文連と高体連の事務局がたまたま同じ学校にある状態である。

委員長 事務局 委員長 事務局	<p>今後は別の場所に移るのか。</p> <p>15名程度の体制になるので、別の場所に移ることになる。</p> <p>教育長の職務代理者はどうなるのか。</p> <p>教育長の職務代理者として教育委員を指名することになっている。事務的なことは教育次長がすることになると思うが、教育委員会の会議や教育委員会を代表する立場としての代理は教育委員にお願いすることになるだろう。</p>
委員長 各委員 委員長	<p>事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第15号 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案（教育政策課）】

○教育政策課長説明

○質疑

委員長 事務局	<p>この事務は、教育政策課で行っているのか。</p> <p>そのとおりである。</p>
委員長 各委員 委員長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第16号 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案（幼保支援課）】

○幼保支援課長 説明

○質疑

委員長 事務局	<p>厚生労働省の四国支局が、何年かに一度、指定保育士養成施設に検査が来るが、これからは、幼保支援課長が検査をするということか。</p> <p>そのとおりである。同時に毎年の報告も県の幼保支援課にしてもらうことになる。しかし、事務の引き継ぎについて全く連絡がない状態であり、4月に入ってからになると思われる。</p>
委員長 事務局	<p>今の人員で対応できるのか。</p> <p>施設数がそれほど多くない。昨年、初年度ということで高知大学の検査に入ったが、書類の量はそれほど多くなかった。</p>
委員長 事務局	<p>どの教育次長が補助執行することになるのか。</p> <p>基本的には、行政の教育次長だと考えている。</p>
委員長 各委員 委員長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

(5) 議決事項

付議第1号から第16号 原案どおり議決